

第3回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和6年10月15日（火） 午後0時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から5円引き下げた70円を提示する。

島根県と比較して、岡山県の方が連合リビングウェイジにおける水準は高い。これ以上の格差が開かないようにということを踏まえた金額提示である。

最賃の目的は物価高で疲弊している労働者のためのものであるが、現状、賃金が追い付いていない。賃上げは経済の好循環にも波及する。

2020年代で最賃1,500円の目標をという動きも見ていく必要がある。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から5円引き上げた35円を提示する。

価格転嫁率は47.1%と半分に達しておらず、中小企業の利益も-5.1%と減益である。岡山県経営者協会の賃上げ結果を踏まえると、+39円を計算できるものの、このような状況を考えると、この金額は提示し辛い。

中小企業には年収という考え方があり、その期が終わって利益が出たら上乗せするという方法もある。

賃上げをしても103万円の壁を意識し、扶養の範囲内ということであれば、別の人の採用となるが、厳しい状況である。

東京商工リサーチ調べでは、全国全業種ではあるが、最賃が50円アップするという中で、19.2%の企業が現時点で下回っているため上げざるを得ないと回答、また来年度の賃上げを許容できないのは17.1%、できる対策がないのは18.3%とされている。つまり、1～2割の中小零細に関しては今の賃上げが深刻に身に迫っている状況にあり、こうした状況を配慮して欲しい。

- (2) その後、公益を含めて、労使それぞれ個別に打合せ、協議を行った結果、労使双方から再度の金額提示が行われた。

【労働者側の意見要旨】

10円歩み寄り、60円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

岡山県経営者協会の賃上げ結果を踏まえ、40円を再提示する。

- (3) 労使双方から、これ以上の金額提示が困難なことの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

なし